

農林水産委員會議録第四十号

昭和三十年七月十四日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

委員 白濱 仁吉君 澤松浦 東介君

澤田 足鹿 覺君 稲富 稔人君

赤澤 正道君 井出 太郎君

石坂 繁君 大森 玉木君

木村 文男君 小枝 一雄君

笹山 茂太郎君 足立 篤郎君

川村 善八郎君 助川 良平君

田口 長治郎君 中島 辰猪君

松山 義雄君 赤路 友藏君

淡谷 修藏君 石田 宥全君

楠 兼次郎君 伊瀬 幸太郎君

佐竹 新市君 中村 時雄君

久保田 豊君

出席政府委員

農林政務次官 吉川 久衛君

農林事務官(農林經濟局長) 大坪 藤市君

農林事務官(農業改良局長) 小倉 武一君

農林事務官(畜産局長) 原田 博君

委員外の出席者

議員 平野 三郎君

農林事務官(農林經濟局長) 和田 正明君

農林事務官(農業改良局長) 庄野 五一郎君

農林事務官(畜産局長) 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 徳久 三穂君

七月十三日

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

委員中村時雄君及び久保田豊君辞任

につき、その補欠として小平忠君及び川上眞一君が議長の指名で委員に選任された。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一七号) 養ほう振興法案(平野三郎君外四名提出、衆法第三〇号)

あるのでありまして、自作農関係の法律とは必ずしも関係がない、かように考えて差しつかえないじゃないかと思ふのであります。ただ資金の面で二百六十億本年度は公庫が融資をするという事になっておられますが、そのうち二十億を自作農の維持資金の方に回し、七億円を本法の改正のための経費に融通するという事になっておられます。そこに資金面におきましては多少関連があるのであります。法律自体におきましては、本法の規定いたしておきます通り、新たに、いわゆる個人的な施設にも融通し得るように融通の範囲を拡大するだけにどまつておるのであります。この法律は自作農関係の法律とは法律自体では全く関係がない、かように申し上げて差しつかえないと思ふのであります。従いまして私どももいたしましては、自作農維持創設資金の法律が通ることを御期待申し上げるわけであるのであります。が、万一かりにという話であります。ので、仮定の問題はなかなかわれわれといたしましては申し上げにくいのであります。それが通らなくても、これは本法には差しつかえない、かように私どももいたしましては考えておるわけでございます。

○足鹿委員 もしその場合、七億は当然従来の資金が増額になるわけですが、その二十億の自作農維持創設資金に充当すべく予定されたものについては、これはどういふような処置になるのか。

七月九日 伝資研究所設置の請願(本名武君紹介)(第三八二八号) 府中記念特別競馬開催等に関する請願(福田篤泰君紹介)(第三八二九号) 岩手県の農業水害復旧対策確立に関する請願(小澤佐重君紹介)(第三八三九号)

○足鹿委員 二、三お尋ねをいたします。先日非公式に伺つたのですが、これは自作農維持創設資金金融通法と表裏一体の関係にあると言われておつたのであります。もしかりに自作農維持創設資金金融通法が未成立の場合等があったらいたしまして、政府において本法のみの成立によつて差しつかえなく運用できるとお考えになつておるかどうか、その点からお尋ねをいたしたいと思います。

○大坪政府委員 お答え申し上げます。ただいま足鹿先生は、本法はさきの維持資金金融通法と表裏一体をなしているというふうに言われておりますが、かりに自作農関係の法律が成立しなくてもこの法律に差しつかえないか、こういう御意見と思ふのであります。が、御承知のようにいろいろ法律制定の経過におきましては、二つ一緒に審議されたのであります。しかしながらでき上りました形といたしましては、全く独立をいたしておる法律で

○大坪政府委員 お答え申し上げます。仮定の問題でございまして、実は私どもは自作農関係の法律が通ることを御期待申し上げるのでございまして、通らないというふうなことは御期待申し上げていないわけでございます。しかしほんとうにかりにという話でありますので、仮定の問題といたしますと、これはそういうことを前提といたしまして私どもがこういう席で申し上げることはなほ遺憾だと思つておられます。公庫のワク自体はいたしましては二百六十億あるわけでありまして、内訳の問題として、一般の災害復旧でありますとか、あるいは共同施設でありますとか林業関係、いろいろ分れておるわけでございます。その分れておる一つの項目に、自作農維持資金の關係として二十億は計上してあるわけでございます。従つて公庫としては、一応能力をいたしまして、それだけの金を運用し得るというふうなことに相なるのじゃないか、こう思ふのでございまして、ただこの点につきましてはいろいろ成立の経過もございまして、これの使い方につきましては、今のような仮定の問題でございまして、はなはだ申し上げにくいのでございまして、実は事務局内部と申しますか、成立の経過にかんがみまして、財政当局とも相談になるんじゃないか、かように考えております。

○足鹿委員 十分了承いたしました。が、いずれにしても無関係で成立して

同月十三日 精麦用新麦の政府売却価格の適正化に関する請願(三浦一雄君紹介)(第四一三三三号) 食生活改善に伴うパン食普及に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第四一三四号) 昭和三十年産米の新米制決定に関する請願(三浦一雄君外一名紹介)(第四一三五五号) 牧野政良事業費国庫補助復活に関する請願(三浦一雄君外一名紹介)(第四一三六六号) りんごの凍害対策確立に関する請願(山本猛夫君紹介)(第四一三七七号) の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農林水産委員會議録第四十号

農林水産委員會議録第四十号

農林水産委員會議録第四十号

も差しつかえない、こういう点は明らかに
かなようでありますから、その点はこの
程度で終りたいと思います。

次に農林漁業金融公庫の予算が住民共同修正によつて修正された結果、相当影響を受けておる。三十年度の予算において運用資金量は原案の二百五十五億円から二百六十億に一億増額になったのでありますが、しかしその反面一般会計の出資が八十五億減つて、資金運用部から借り入れ金が九十億入る、こういうことになっておるのであります。財政投融資が切りかえられて資金源を資金運用部に求めておる。これは公庫の性格を相当大きく変更する結果をもたらすのであらうと思うのです。今後における公庫運営上におきまして、相当これは問題が起つてくると思うのです。そこでたとへばコストの点にしまして、政府はコストには影響しなないといふことを、私が予算委員会での前置疑したときに言つておりますが、そうしますと、大体利子負担が、年額六億円ぐらゐの補給しなければ間に合はないと思われる。結局それは一体今後どうしますか。恒久的に利子補給を恒久化していく何らかの措置を考へておるのかどうかということです。どうしますか今後は。

○大坪政府委員 御承知のように農林漁業金融公庫の資金は、長期でかつ低利で、一般の金融機関としては貸し出しにくいようなものを貸すということでありますので、できるだけ最終の農家の借り入れ価格を安くする必要がありますわけでございます。従いましてそういう面からいまして、いろいろ原価採算をとって参りますと、少くとも半分くらいが政府出資、半分くらいが

いわゆる資金運用部資金からの安い利率に基くものでなければ、今のような金利はなかなか維持できないのであります。その点につきまして、今回十億に出資が減りました結果、公庫の当局ともいろいろ相談したのであります。が、本年度に關します限り、従来の金利ベースで何とかまかなっていきける、こういうことに相なっております。しかし来年度以降におきましては非常に出資金の額が少くて、借入金金の額が多くなりますと、末端貸し出しの金利を上げるか、あるいはそこに何らかの特別の一般会計からの繰り入れ

ざるを得ないのじゃないかと思うのであります。しかしながら末端の貸出利率を上げるといふことは、この金融在庫の貸し出しの性質上できるだけ避くべきものでありますので、今後はいわず今の今の貸出金利ベースを維持しますためには、少くとも政府出資を同額くらいにはしていただきたい、かように考えておるわけでございます。しかし本年に關します限りは、十億で大体何とかまかなつていける、こういうことに相なつておるわけであります。

○足庵委員 そうしますと、本年は一応切り抜かれるというわけであります。

すが、やがて来るべき、もう来年度の予算の編成も始まろうとしておる、一体今後はどういふふうになさいと思いますか。これは局長では、政府の基本方針ですから、あるいは無理があれば、次官なり適当な人に来ていただいて、承わっていいのですが、これは重要な問題だろうと思うのです。大体こういう金融公庫の性格からいって、政府が財政投融資を大量にすることにおいて初

めてこういう低利長期の資金の融通ができるのであつて、これを資金運用部であらうとあるいは市中銀行であらうと、他のいろいろな金融機関からその資金源を求める場合は、必ず金利が出てくるわけです。この金利を、本年は今までの蓄積あるいはやり繰り、差し

繰りによつてある程度切り抜けることができるとしても、おそらくもう来年度からそれではまかない得ないとすれば、利子の補給を恒久的に行う何らかかの措置を講ずるか、あるいはこの貸出金利体系を変えていくか、しかしそれは許されないと思ふのです。公庫の性格上そういうことをすれば意味なくなつてしまふ。だとするならば、結局政府は総合的な立場から、資金源の資金

運用部の金利を、公庫のものについては特に低利に下げていくとか、何らかかの措置が講ぜられない限り、これは切り抜けられないと思うのです。私はこのしとの予算の修正は、この公庫の性格に今後非常に大きく影響をもたらす重大な修正であつたと思うのです。これに對して確固たる方針をお立て願わないうと、公庫設立の意義に反するようない、重大な事態が来はしないか、かよに思ふのです。その点について御所信はどうでありますか。

○大坪政府委員 御意見の通りでございます。私どもといたしましては、できるだけ政府の出資を多くいたしまするように努力したい、かように考へるわけであります。

○足庵委員 よくわからないので、もう少し……。

○大坪政府委員 ただいま御意見の通りだと思います。私どもといたしましては、できるだけ政府出資を多くいたします

ように努力したい、かように考えるわけでございます。もちろん政府出資が少い場合におきましては、いわゆる資金運用部資金の金利の特別扱いというような点につきましても、関係当局に交渉したい、かように考えるわけでございます。

○足庵委員　それから、これは一応承
わつておきたい点でありますが、六月
十日付の新夕刊によりますと、農林金
融公庫の貸し出しをめぐる、非常に
いろいろな記事が全紙面を埋めており
ますが、監督機關である農林省は御存
じになり、その真相についてどうい
うに御精査になっておりますか。そ
の真偽等について御所信を承わつてお
きたい。

○大坪政府委員 新夕刊に掲載された事件につきましては、公庫関係當局を呼んで調査いたしましたのであります。しかしながら調査の結果は、新夕刊に記載されておりましたような事実はないということとで、その点ははっきりいたしておりますので、御安心願いたい、かように存するのであります。

○足鹿委員 事実無根ですか。

○大坪政府委員 事実無根であります。

○網島委員長 そのほかに御質疑はこ

【速記中止】
 ○綱島委員長 速記を始めて下さい。
 ○綱島委員長 平野三郎君外四名提出の養ほう振興法案を議題といたし、審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がございますからこれを許します。久保田委員。

○久保田(憲)委員 私はこの賛ほう振興法案について、三、四回をいたしたいと思うのですが、それは第一條の目的というのです。端的にお尋ねをいたしますが、提案者の御意思は、これはどうも、これで見るというと、ハチみつとみつろうの増産が第一の目的で

資すること、こうあるのだが、これは道ではないか、こう思うのです。ミツバチが花粉受精を通じて増産に非常に大きな寄与をしてゐるということは、これはもう言うまでもないことであります。特に最近のように農薬が非常に盛んになると、害虫も殺せるが同時に益虫であるミツバチも殺される、こういうところから非常な減産が

きておる。日本の場合におきましては、大体会体でもって二十万ぐらいしか群がない。ところがデンマークでは二十万群を飾つておる。スイスでは三十万群ある。ソビエトは八百万群以上十萬群ある。のものを飼つておるといふのが実際のようです。しかも各国では農業の発達に應じまして、ミツバチの保護については法律を作つたりあるいは特別の保護施設をしておるのです。この点については提案者にもお聞きをいたしたいが、この法案の根本の目的はどうして

もこれは花粉受精を通じての増産といふことに重点が置かれなければならぬ。それによるこの増産というものは相當私は大きいものだと思う。政府から配られた資料を見ましても、訪花性の植物の有蜂区と無蜂区の試験でも非常に大きな差がある。今の日本では、ほとんど試験らしい試験をしておりませんから、こういう貧弱なデータしかないと思うのでありますが、世界

の各国の状況というものは、最近ではミツバチの保護という点、それは決してハチみつやみつろうをこるという点ではなくて、主として花粉受精を通じての農作物の増産、これが重点になつておるやうです。特にデンマークあたりでは非常にこまかい規定を作りまして、このミツバチのみつを集める時期には農家の使用の禁止をしあるいはそのほかいろいろの措置を講じてある。ソビエトのごときも、これは私もこの前行つて見て参りましたが、コルホーズ、ソホーズでもミツバチを飼つていないところはない。しかも聞いてみますと、ミツバチによつて受精をする時期に、これを阻害するような農薬その他でもつてやつた場合においてはその責任者は三十日間ノルマ停止ということが法律で規定されているやうであります。ニュージーランドでもそうです。アメリカでも最近、法律はまだ規定されておませんが、それに対しては非常に大きな保護を加へておる。デンマークのごときは、むしろミツバチの一群について、日本の金にしますと千六百万円ぐらいの補助金を出しておるやうな実情であります。こういう実情から見て——なるほど日本の場合でもおそく二十万群といひますと、三億か四億ぐらいのハチみつとみつろうがとれると思ひます。これも大事だと思ひますが、これに参加しておる農民、ハチを飼つておるというものはごくわずかのものです。そういうものの利益を根本に守るといふのではなくて、やはり農業の発達に應ずる一つの増産上の育点をどうして埋めていくかということが根本でなければならぬと思ひます。そういう観点から見

ると、どうもこの第一の目的というのはさか立ちをしてゐるやうに思われます。これに対してはどんなふうなお考えをお持ちになつておるのか。また政府の方で求めておられるのか。またの問題について特にどういふふうな考えをもつて臨んでおられるのか、どんな施設を今日までやつておられるのかという点について、提案者の平野さん並びに政府に、以上の点をまず第一にお聞きをしたいと思ひます。

○平野三郎君 久保田委員の談話なる御知識によりまする貴重なる御意見につきましては、深く敬意を表し、まことにごもつとも御意見と存する次第でございます。お尋ねの点は、ハチみつ及びみつろうの増産をはかるということよりも、農作物の花粉受精の効率化に資するということの方が大切ではないか、順序が逆ではないか、こういうお話であります。提案者といひましたは、お説の通り、農作物等の花粉受精ということに重点を置いておるわけでございます。この点は御案内の通り、法律におきましては先に書いてあるからその方が大事である、こういうことではないわけでありまして、法律というものは順序のいかんにかかわらず、そこに掲げてあることがすべて同じ価値を持つ、こういうふうな謙言といひますが、これは法制上の立場からいえると思ひます。そういう趣旨におきまして、提案者といひましたは、農作物の花粉受精が最も大切である、そしてあわせてハチみつ及びみつろうの増産をはかる、この二つは同じ意義を持つた目的である、こういう趣旨で本案を提出いたしました次第でございます。お

話によりますれば、世界各国すべて養蜂に對するところの法律があるにかかわらず、日本だけないのは遺憾ではないかというお話、全く同感でございます。今、回が岡におきましては養蜂とも養蜂に對するところの法律を作り、こゝういふ趣旨で提案いたしましたやうな次第でございますので、何とぞよろしく御願い申し上げます。

○久保田(豊)委員 提案者がそういう御意思なら、これははつきり上と下と入れかえたい。そして農産物の花粉受精の効率化を促進すると同時にあわせてハチみつ並びにみつろうの増産をはかるというふうに明確にした方がいいと思ひますが、この点については提案者はどんなふうな御意見ですか。

○平野三郎君 提案者といひましたは久保田委員と全く同感でございます。で、皆様の御意見によつてしかるべく取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 それなら今申しましたやうに一つ変えるやうにお願いしたいと思ひます。

それから政府当局にお伺いしますが、さつき言いましたやうに、政府としてはミツバチの問題についてどんなふうな今まで措置をとつておるのか。同時にどう考へておるのか。特に農業の発達に伴ひまして、片方においては害虫がどしどし殺される。これは非常にいいことだ。これはどうしてもやらなければならぬ。同時にこの農業は、益虫であるミツバチもどんどん殺すわけです。非常に大きな被害が各地において出ている。こゝういふことに対してどんなふうな措置を今までとつてきた

か、政府全体のミツバチに對しまする対策はどんなふうなやつておるのか、説明をしてもらいたいです。

○原田政府委員 ただいまお話のミツバチというものをめぐりまして、それが一方において農作物の増産というところに非常に貢献するところがあり、また養蜂の生産物というものが、これを増産することによりまして、日本の経済にも非常に寄与する面があるという点でございますが、この点につきましては、私も同感でございます。

養蜂に對しまして私もどういふ措置をとつて参つたかという第二の点でございます。まず第一に最近ミツバチの腐蛆病という病気が非常に危険な状態になつて参りまして、これをほつておきますと、急速に蔓延いたしました。最悪の場合には日本の養蜂業といふものが壊滅するおそれもないといへない、かような状態でございます。したで、本年の四月二十一日に家畜伝染病予防法の政令をもちまして、家畜伝染病予防法中の若干の規定をミツバチの腐蛆病に適用することとしたしまして、この病気の防遏という措置をとつて参つた次第でございます。なおそのほかに養蜂に關しましては、試験、研究の面におきまして農業技術研究所の家畜部並びに北海道の農業試験場におきましてミツバチを飼育いたしまして、試験、研究もいたしておるのでございますが、この試験、研究の規模は、まだ十分な状態にはなつておらない、こゝういふ現状でございます。

第三の点といたしまして、農業の使用と養蜂との關係でございますが、この問題につきましては、養蜂の立場もございまして、また農業によりまして病虫害の防除をするという立場もございまして、この両者の調整につきましまして、農林省内におきましていろいろその調整の問題につきましまして研究をいたしておる、こゝういふ状態でござい

○久保田(豊)委員 政府当局にお伺いしますが、養蜂とかさういふ關係についての予算は、われわれが見たところでは何もないうに思ひます。実際の試験場においての予算なり、こゝういふものに対する陣容なりというものはどのくらいあるか。特に中央の官庁は養蜂担当の係官なり何なり技術屋なんかおるのかどうか、こゝういふ点がなければ——腐蛆病についての措置は、これは当然やるべきことであるので、おくれはせながらやつていただいたことは非常にけっこうだと思ひます。それだけじゃほんとうの語がしやうがない。試験の結果もきわめて不十分のやうです。どのくらいの予算を使つてどのくらいの陣容をこれにかかへておるのか。デンマークなんかほとんど村に一人のミツバチに對する指導官といふか技術官といふものが配置してある。その下に民間にそれぞれみなミツバチ担当の講習を受けた者がおつて、一切ミツバチに對する措置をとつておるといふところまでいつてゐる。もちろんそれまでいくことはむずかしい。ソビエトあたりでも、各試験場において、各部落ごとにミツバチの技術担当者やらんと配置してある。ミツバチの学校さまでございまして、こゝういふのが実態です。こゝうして非常に末端まで徹底してやつてゐる。まだ具体的な材料は入つておりませんが、アメリカでも最近

は非常にこの問題について真剣に取り組んできたというのを聞いております。日本としてはどうやっておるか。今までほとんどはつたらかしてあったように思う。昨年脚腫病ができてはじめて、これはということでは少しばかり法律を改正してやったという程度じゃないかと私は思うがどうですか。

○庄野説明員 ミツバチにつきましては、先ほど畜産局長からも御説明がありましたように、西ヶ原の農業技術研究所の家畜部、これは千葉にございまして、そこでやっております。それから地域農試では北海道農業試験場でやっております。これは予算がどれだけというふうには今ちょっと分離してデータを持ってきておりませんが、おもに品種の改良と、それからみつを集めていろいろの試験研究をやっております。でございます。国においてはそういう程度でございますが、それから養蜂の特に盛んな県の農業試験場におきましては、やはりミツバチについてのいろいろな研究を現地にやっております。そういう状況でございます。

○久保田(豊)委員 それならば、お聞きしますが、日本では大体ミツバチがどのくらい必要か、どのくらいまで増産できるか、それに対するみつ源がどのくらいあるかというふうな調査なり計画なりができておるかどうですか。少くともしろうと考えても、日本のこれだけの土地で、増産上の効果を上げるといふことならば二百万群ないし三百万群は十分やれると思う。みつ源調査なり何なりが正確にできておるかどうか、それに対するという計画があるのか。もうすでに各国とも、ある意味においてはこういうミツバチの

計画増産、計画維持という段階にみなきておる。ただ今までハチを飼っているのは一万二、三千ありましようか、そういう連中からぶう言われるから、仕方がないからやっておるのだという程度では、これはミツバチ行政でも何でもありません。これは農業増産上の観点では、大きな農業増産上の観点です。この育点をどう埋めるかというのを計画的に、むしろ積極的にやる計画なり調査なり、あるいはそれに対する行政措置なりがなくてはならぬ。そういうことの準備ができておるかどうか。不幸にしてわれわれは、いまだ農林省がミツバチ計画を持っておるというのを大体に聞いていたことがない。これはさつき局長からもお話がありました。これもハチ屋の方からハチみつなんか非常に大事だといふけれども、ハチみつなんかは大事でないといふえない、ハチみつもみつも大事でないことはないけれども、それは二の次の問題だ。むしろ農業増産上の見地から、これをどう把握し、認識して計画的にやっていくかということが根本だと思ふが、そういう計画なり、調査なり、準備なりがあるかどうか、一つ聞いてみたい。あらこちの農事試験場でちよつくり少しばかりのミツバチを飼つて、小規模の有蜂区と無蜂区との試験をやつて、その結果がどう出たかといふやつておつたのでは何にもならぬ、こう思ふのであります。そういう積極的な行政措置なり何なりがあるのかないのか、そういうお考えがあるのかないのか。もう一回政府の方にお聞きします。

〔委員長退席、足鹿委員長代理着席〕

○原田政府委員 日本におきます養蜂の将来の問題については、先ほど申し上げましたような状態でございまして、今後におきましては、みつ源の調査につきましても、またそのみつ源を十分に利用する意味におきまして、養蜂業というものを伸ばして参るというふうな問題につきましても、今後十分に適切な計画を立てますように研究を進めて参りたい、かように考えております。また農作物の増産の面についての問題につきましても、改良局の方から申し上げたいと思ふます。

○庄野説明員 ミツバチに對します養蜂の影響というものは、われわれ病害虫防除をいたしますのに非常に關心あることであります。養蜂防除によりましてミツバチが非常に影響を受けることはまことに遺憾に存じておるわけでありまして、農薬につきましては、御承知のように主要作物の増産という面から、政府といたしまして、終戦後特に新しい農薬ができて、これの普及あるいは共同防除ということにつきまして助長政策をとつて参つたわけでありまして、主要食糧の減産防止あるいは増産という面においては大きな役割を果してきておると確信いたしております。次第でございます。これによりましてミツバチが被害を受けるということ、われわれといたしましては極力これは防止していかねばならないと思つておるわけでありまして、またミツバチのみならず、御承知のように桑園にかかつて養蚕がございしますので、そういう点もございまして、散布については他の方に影響しないような風のないと

きにかけらる。あるいはそういうミツバチの問題等も、菓箱の近くでは、かける農民とそういうミツバチの所有者のお互いの公徳心といひますか、お互いの立場を尊重してかけてもらう、そういう点をお願いしておるわけでありまして、特に今政府として力を入れておりますのは、主要食糧特に水稲あるいは麦といった点に力を入れて今日までやつてきているので、農民も農薬を水稲なりあるいは麦に共同防除としてかけていくという段階によりやく到達したような状態でございまして、主要食糧の点で相当今後の農薬の使用ということにつきましても、ミツバチその他の益虫との関係を十分調整していかなくてはならぬと思つて検討いたしております。次第であります。この点御了承願ひたい、こう思つております。

○久保田(豊)委員 今の点はきかめてほうつとしておつて、何が何でもからぬ。養蜂の問題についても具体的にどういう措置をとつたか。この第五條は当然の規定で、この程度の規定はどうしても置かなくてはいかぬ。これは抽象規定ですから内容は何もありません。問題は、具体的にこういう養蜂とミツバチとの関係について試験的にやっておるか。今のお話では、農民になるべくそういう点をお互い協力してやるようにお願いしていると言ふが、そんなことは、さつぱらにいへば一ぺんもしたことはない。そういう点について具体的に試験区を設けてやるとか、あるいはどういふ具体的な措置をとつてやるとか、あるいはどの農薬についてはどうだとか、あるいは具体的な試験的なことでもやつたことがあるのかないのか。これを一つお聞きしておるの

を徹底するように農民にも話をしていふという程度では、実際に何も効果はない。

○庄野説明員 今までは養蜂を特に助長をいたしておりましたのは水稲を中心といたしておりました。御承知のように水稲は自家受粉でありまして、ミツバチあるいはその他の昆虫による受精とあるいはその他の昆虫による受精であります。主要食糧でございまして水稲なりあるいは麦につきましては、ただそれが風によつて付近のあせなりあるいは平地、そういうところへ流れるのを、極力私たちとしてはミツバチに害のないように、風のなきときに共同防除をやるといふことに指導しております。それによつてミツバチにどういふ被害を及ぼすかという点は、まだ十分試験はいたしておりません。われわれとしては、果樹園あたりでミツバチに相当被害があるのではないかと、こういうことは考へるわけでありまして、そういう点は、果樹は御承知のようにミツバチによつて、あるいはその他の昆虫による受精があるわけでありまして、この点についてはやはり果樹園の所有者がそういうふうな収穫、結果という点から開花期は極力避けてやつていくということが必要だと言へるわけでありまして。

○久保田(豊)委員 日本ではそういう経験が實際ほとんどないと思ふ。それは水稲と麦が主として防除の対象になる。ミツバチそのものにはかからないけれども、問題はそれと同時に麦に、粟とかがレングとかがいふ問題とあるいは果樹の一部とが競合するところの問題があると思ふのです。そういう場合に通報するとかあるいは表示を

するとかいろいろの方法を外国では研究してやっておるようです。そういうことが日本では今まで試験的にも行われたことがあるのかないのか。そういう点を地域別、作物別に研究していかないと、養蜂の目的は達せられないというのを言っておるわけです。日本の場合には、そういう研究なり試験なりが今まで行われたかどうか、こういうことをお聞きしておるわけです。

○庄野説明員 最近の新農業は人畜に影響するところが非常に多いというところがございます。御承知のようにパラチオン等は二化メイ虫に対して非常に効果があると同時に、やはり人畜にも大きな被害を及ぼすわけでありまして、こういう新農業の使用につきましては、特殊使用基準で、これは厚生省と申し合せましてやっておるわけでありまして、これは人間あるいは家畜、そういう点を対象にいたしまして、使用はできるだけそういう農作物以外に影射することを避ける、そういう趣旨から取扱ひをやっておるわけでありまして、それによって農家を指導いたしております。それによりまして、散布するときは、村なりあるいは散布区域を告示いたしますか、村の掲示板がございまして、ああいうところ、あるいは農協等で共同防除等をやりますが、農協あるいは共済組合が中心になります、そういうところで数日前に知らしめて、そうして共同防除は村から一斉に出てやりますが、やった日は散布区域の周囲に赤い等をつけて、これはパラチオンを散布したということを明示いたすように指導しております、事実その通り行われておることと確信しております。その程度であります。

○久保田(豊)委員 それでは提案者にお聞きしたいのですが、第五条が一番問題を起こすのです。ここに陳情書が出てきておりますが、農業等の関係だと思ふのです。これについて、聞くところによると、こういう法律があるのだというので、農業の発達に非常な阻害されるから、この条項を改正しろとかあるいは削除しろとかいう要求もあるようですが、そういうふう聞いておるのです。しかし全体の条文を見て、このミツバチに直接関係を持つのはたつた第五条だけです。さつぱらんに言つてはかには実質的に何もありません。この五条を抜けば、大体この条文は全くないにひとしい条文になる。この実施はなるほど農業等の関係を十分調整しなければいかぬ。ミツバチの場合は、さつぱらんに言つて、ハチ屋なんかの連中は資本家がないから、これは力になりませんよ。農業はともかく農業会社というのがありますから、いろいろな意味において力を持つてくる。こういう観点からいいますと、この五条を抜けば、この法案は全然ないにひとしい法案になる。こういう点について、五条についてあるいは修正もしくは改良等——私は、これは非常に抽象的だ、このやり方は実際相当慎重にやらなければいかぬと思うが、この条項だけがこの中でもつてたつた一つ生きているものだと思う。これに対しては修正ないしは改廃等に應ぜられるお気持ちかどうか、一つ提案者にお聞きします。

○平野三郎君 本案の第五条でございますが、提案者といましては久保田委員のお説の通り考えております、養蜂を振興する上におきましては、農業の使用ということについてはある程度そういう点を考慮していくことが必要ではないか、こういう趣旨におきまして本案を提出いたしておるわけでございます。本案によりましておきまじ、農林大臣がそういう被害を与えるおそれがあるという被被害を必要措置ができるというだけのことでございます。それから、かりにこういうことが行過ぎるために主要作物の増産に悪影響があるというようなことは農林省自身が定めることでありまして、農林省、こういう条項がありまして何ら農業の使用そのものに障害を与えておることはないとおもうので、考えておるわけで、そういう趣旨で本案を出して御審議をいただいております。これは皆様方のお取扱ひによってお願いいたします、こう思つておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 政府はどうお考えになりますか。今繰返して言うまでもないことですが、おそれるこの条項だけがどうやら多少養蜂行政をまず最初に一番踏み出すほんとうの足がかりになる条項だ。あとはほとんど……それと多少の関係を持つてくるのは四条件です。この二つしかない。これは実際に大して大きな効果を持つ法案じゃないのです。政府としてはどう考えていますか、これを伺いたい。

○庄野説明員 五条につきましては政府の正式の意見というものは決定いたしてないと思ふ。改良局として意見を提出いたしておる段階でございます。先ほどから申し上げておるに、主要農作物、水稲

あるいは麦といったような作物に農民がほんとうに共同防除で集团的に農業をかけるようになってきたというのはい、二、三年ぐらゐのものじゃないか、そうして大きな効果をあげてきたのはここ二、三年來のことじゃないかと私は思つております。それまで政府といはしまして、農業の購入補助あるいは警察の組織の整備あるいは動力噴霧機の補助、いろいろな施策を講じて農業の散布ということを奨励いたしてきたわけでございます。これについては益虫にも害のあるパラチオンまたはBHC、そういうものもございまして、またそういうたこん虫に全然被害を及ぼさない病害等にきくセンサン石灰、そういう面もあるわけでございますが、何分二化メイ虫に一番きくパラチオンあるいはBHC、こういうものがミツバチに一番影響があるのじゃないかと思ふ。われわれといはしまして、この農業散布によつて、昨年推定いたしました約六百万石程度の減産防止は二化メイ虫あるいはセー酸石灰によるもの防止によつて——昨年相当の天災もあつたのでございまして、六百万石程度の減産防止ができたのじゃないか、そういうふう確信いたしておるわけでございます。で、相当農業の制限というところにつきまして、主要作物の増産という点、それからよく農民が農作物に集团的に農業を散布する機運といひますか、そういう情勢になつてきた際でもありますので、十分一つそういう芽をつまないうちに慎重に御検討をお願いいたします、こう思つております。

○久保田(豊)委員 どうも今の話は一向にわからないのです。大いに農業の方に力を入れる、こういうことだと思ふのだ。それは農業に力を入れるなというのを言っているのじゃない。農業の使用法と、片方において益虫が殺される、ことに益虫のうちでも農産物に一番重要な役割をしておるミツバチの保護あるいは増殖等というものとどう調和するかということが問題です。農業をやつて害虫だけどもんやればいいのだ、米麦の増産ができればいいのだ、それはその通りだと思ふ。ところが反面において、農家経済になれば、やはりミツバチが少なくなつたといは益虫が少なくなつたことによつていゝる増産の上で非常に逆効果を持つてくるのです。一度全部益虫を殺してしまへ、ミツバチもなくなつてしまへといふことになると、これはなかなか大へんです。日本だつて二十万群を作るのには十五年以上かかつてゐる。自然にミツバチができるはずはない。十五年以上苦心惨憺してやつと今日ここまで来ておる、こういうことなんです。ですから五条は抽象規定です。こういう抽象規定を實際に生かす場合に、農業の実際の発達とどういふ益虫の保護、特にミツバチ等の増産とをどう調和するかというところを、真剣に農林当局は考えなければいかぬ。ハチ屋何かは、あなたの方に言わせればもうさい連中なんですか、ちつともおもしろみもない連中ですか。しかしハチ屋が問題でなくて、やはりミツバチの花粉受精、それによつての増産というところが大事なところだ。農業が発達すれば殺すほど、普及すれば普及するほどそれと対照的にこの問題を考へては不十分だと私は思ふ。しかし今日の

段階では、せいぜいこの程度の抽象規定でこれを具体的にどう生かすかというところについて、農林当局はよほど真剣に実際に考えなければ何にもならぬ。ただ今あなたの言うのは増産効果が大きい。従って百姓がこれによりやくなれ出して、使い始めたばかりだから、じやまになることはやめてしまえ。そういう半端な考え方は増産のほんとうの総合的な効果は期し得ない、そういう実際の措置というものは、これによって詳細にやらなければならぬと思うし、ただこの程度の規定は最低限必要だと思う。この点について政府はどう考えておるか聞いておるのです。

○庄野説明員 少し説明が足らなくて誤解を受けたかもしれませんが、やめてしまえというわけではございませんし、われわれとしては主要作物の増産といいますが、そういう点を念願してやっておるわけでありまして、それによつて他のいろいろなものに被害を及ぼすことは極力避けなければならぬし、事実われわれといたしまして、そういう点の被害に及ぼす被害については、先ほど申しましたように、散布の前に散布計画を立てて、それに普及員が指導して、散布の前に区域を知らせて、散布後は散布区域を明示をする、そういう措置を講じておるわけでありまして、できるだけの指導によりましてそういう他の家畜等に及ぼす影響を極力防止していきたい、われわれといたしましてこういう念願であります。主要作物のじやまになるからというのでなくして、主要作物の増産をやりながら今までの措置をさらに完全にして、そういう被害を防止する。

ただ法的規制につきましては慎重に御検討願いたい、こう申し上げておるのではありません。

○久保田(豊)委員 非常にうまい言い回しですが、そうすると農林省の意図は、五条なんかいい方がいいたという意図ですか。

○庄野説明員 政良局として今意見を申し上げました。

○久保田(豊)委員 政良局としてはない方がいいたというお考えですか。

○庄野説明員 指導で十分やっていきたい、こういう考え方でございます。

○久保田(豊)委員 指導で今まで効果が上つておれば、こういう法律を作る必要はない、指導で今まで効果が上つていないじゃないか。指導だけではなるほど昨年やつたが、現実にあつちこつちで農薬によつてミツバチがどんどん死んでおるといふ事実、そういう事実をどこで、指導で食い止めましたか、現実に至るところに農薬によるミツバチの被害といふものが出ておる、しかしミツバチによつて農薬の普及が抑えられたといふことは今までかつてない、何もやってないんですからあるはずがないのです。指導によつてやるといふが、指導では足りないからこういう法律ができたので、それを指導であくまでやるということも、実際に機構が何もなし。改良普及員なりあるいは技術員に、ミツバチの問題について一人でも知っている者があります。特殊なものとは別として、一回だつて指導したことはないじゃないですか。何の指導をするのですか。こういう法律ができて、この法律を生かすための指導が初めてあなたの方の義務として出てくる。私どものところは、御承知のよう

にミツバチが相当に来るところで、みづがとれるところ。しかしながら改良普及員あるいはその他によつて、ミツバチと農薬との関係を具体的に指導したことは——あるいはちよつとやつたことがあるかもしれませんが、しかしながら末端においては一つも生かされておられません。それがいいからこゝういう規定を置いて、そしてこの規定の運用という点からほんとうに指導していくといふことが本来であつて、あなたの方のように指導々々と口では言つておつても、実際に何もやってないじゃないか。その証には、至るところでもミツバチの農薬による被害が出ておる。しかもあなたの方の指導の実際というものは、改良普及員なり何なりを通じてやるよりほかにないでしょう。その連中はミツバチのことは何も知らない、指導も受けてない、実際関係として、農林省として、ミツバチ関係のお役人が幾人あります。畜産局に幾人おられますか、改良局に幾人おられますか。だれもおらない。指導といふのはあなたがこゝで言うだけなんです。あなたの言うのは農薬オンリーといふことです。農薬の普及のじやまになるものは一切だめ。ところがじやまになるものですよ。それをじやまになるように考えるところに、農業者の認識不足がある、第一に農業者の認識不足がある。こゝをどうやっていくかといふことで、この条文が出てきたと私は思う。それだけの意味しか持つておりません。これを足がかりにして初めてやる。その足がかりになる条文を改良局としては、いりません、指導によつてやりますというが、これまで指導を何もやってない。これから

らどういふ指導をやるといふのですか。はつきり言つて下さい。

○庄野説明員 ミツバチにつきましての農事専門家というものは、御指摘の通り技術員には少いかと思います。しかし農薬の散布ということにつきましては、訓練をいたしまして、また講習会も開いて、農事改良普及員あるいは農協の技術員なりに、そういう点については指導いたしまして、パラチオン等の共同防除については、そういう技術員の指導のもとに行うように指導いたしております。御指摘のようにミツバチ自体についての専門ではございませぬが、そういう他の家畜等に被害を及ぼさないようにという指導はいたしておる次第でございますが、不十分でございます。いま後はとも一そう御指摘の点を強化して、あやまちのないように努力いたしたい、こう考えております。

○久保田(豊)委員 何もやってないんです。ミツバチの点はやっておりません。他の家畜に影響がないといふことは、ミツバチのことは何も考えてないといふことだ、他の家畜の場合とミツバチの場合とは違ひます。農薬の影響といふものは何も考えずにやつておつて、指導しておりますなどと言つたつてだめなんです。ハチ屋が日本のハチみつを全部集めたつて知れたもので、そんなものはさつぱらに言つて国民経済の上から見て大したことじゃない、わずかなハチ屋の人たちがやつておるだけでさう大した問題じゃない。そうじゃなくて、あなたの認識の根本に——なるほど花粉受精によるミツバチと農薬増産上の効果というものを

のもつとはつきり改良局がつかまなければ、あなたのようなごまかしの答弁になつてしまふ。今まで指導なんてしたことはありませんよ、農薬の使い方についてミツバチとの関係についてどうしろなんていうことを……。牛や馬に対しては害がないといふことを指導したつて、それが直ちにミツバチにまできくものじやありません。そういう点はごまかさないで、もつとこの問題ははつきり認識してやるように要望したいと思ふのです。特に私は、五条だけがこの法案の一番中心になるので、この程度の規定を置くことはぜひ必要であるといふ点をあらためて申し上げておきます。

さらにもう一つ、今度は政府当局に聞きますが、第九条には「政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる」とございまして、おるが、補助金になるか何になるかわからぬが、具体的に今何か考えておられるのですか。来年度以降どうしたらば——今日養蜂を盛んにするには農薬の問題が第一ですが、そのほかはどうしたら養蜂事業がもつと盛んになるか、今のままでおけばだんだんこれは衰微します。第一経済的に成立たぬ。御承知の通り原料の砂糖がべらぼうに、税金がうんと高かつて高い。原料の砂糖が使い切れない、結局しょうがないからとつたみつをなめさせる。しかもまだ日本の場合においては、ハチみつの中の衛生的な価値とか、栄養的な価値といふものが十分認識されてない。御承知のように今あんまりもちの甘味剤に使う、これではハチみつを持つておる栄養的要素といふものは皆

死んでしまう。その程度しかならぬ。指導の点についても、何ら考えずにどういうふうな積極策を用意してあるか。今の農業の使用の場合に何にもやらないで、これから指導を少しやりますなんて、そんなごまかしを言ったのであります。具体的に何か考えておられますか。

○原田政府委員 養蜂の振興をはかるために今後どういう積極的な施策を考えておるかというお尋ねでございますが、養蜂業の振興をはかりたいという事は私も考えておるのでございますが、日本の養蜂業の特殊な事情もございまして、そういう事情をよく考えまして、適切な方法によりまして振興をはかりたいというふうに考えておるわけでございます。いろいろ研究を進めておる段階でございますので、お尋ねのように、具体的にどういう措置を考えているかという点につきましては、今日まだ申し上げる段階に立ち至っておらない次第でございます。

○久保田(豊)委員 養蜂は振興法という法律を出してこれが通る以上、これに対する裏づけとしての政策も全然まだ今研究中だ。何年たつたら具体的になるんですか。十五年も二十年も前から養蜂業の重要性というものは一部では唱えられておった。農林省としては今まで、腐蝕病の措置をとった、これが初めての措置です。実際問題としてそれ以外に何もやっておられない。少くとも養蜂は振興法が通る以上——これは通るか通らぬかわかりませんが、これとにかく大体通るだろうと思うが、そういう場合になったとき、これから考えます。特殊事情がある——特殊事情といったって、これはわかつて

おるはずで。何年たつたら具体的に予算化し計画を遂げる予定ですか。来年からやるのですかやらないのですか。

○原田政府委員 私どもの研究はかどっておりませんことにつきまして、まことに御指摘をいただきまして恐縮に存する次第でございます。ともかくも今後におきましてできるだけ早く日本の養蜂業の実態に即するような振興策の研究を進めて参りたい、かように考えておる次第でございます。

○久保田(豊)委員 だいぶ長くなりましてからこの辺でやめますが、ぜひ一つ、提案者にも政府にもお願いしておきますが、この規定を拝見して、実効のあるのは、繰り返して申し上げます、五条だけですね。ほかにはこんな法案が通つたって、五条が抜ければ何らの実効はありません。しかも五条を実際に実行するのは、非常に慎重に、農林省がもつと実態をつかんで具体的な措置をとることが必要です。その意図がない。あなたはもうはつきり農業者の立場に立つてばかりものを考えておる。改良局というものはそうです。これはミツバチ屋の立場に立つところは何かない。そういう感じを強く受ける。それで困る。ぜひ一つこの提出の抽象規定を土台にして具体的に考えるようにお願ひして、特に政府に積極的な政策を立てていただきたい。特に提案者に最後にお聞きいたしますが、この養蜂は振興法が出される以上、自由党としてもおそらく養蜂の振興策というものは何らか考えられておると思ひますが、もし考えておられればお聞きしたいし、そうでなければせつかく今後御努力をいただいて、具体的な政策を

立てて、少くとも次年度以降の予算には多少とも頭を出すように御努力願ひたいと思ひますが、この点はどうですか。

○平野三郎君 久保田委員の世界各国を通じて、少くとも次年度以降の予算には多少とも頭を出すように御努力願ひたいと思ひますが、この点はどうですか。

○赤路委員 関連。今提案者からまことにけっこうな御答弁が久保田君の質問に対してあつたようでございますが、私もこの法律案の全体を通じてみて感ずることは、第五条が久保田君が言うように一番重要でありながら、何か言い訳につけたような形になり、これが抜けてしまふと、これはミツバチ業者の助成だけになつてしまつて、受ける感じは、農業をどうしようとかうしようとかういふことはいいのだ、ミツバチ業者が助成を受けさえすればいいのだという法律であるのかのこゝと感ぜられてくるわけです。特に今までの政府当局の方の御答弁を聞いておると、なおさらそういう感じを受けるを得ないわけです。今平野さんからもおっしゃつたように、少くともこの第五条は確かにむずかしい問題だと思ふのです。慎重にやつてもらいたい、この課長は言つておる。むずかしい問題だと思ふが、これは真剣に取り組んでもらわなければならない。これに對して真剣に取り組むのだという決意と熱意がなければ、これを出しても何もなりません。これは養蜂業者が喜んでいただけです。久保田君の一番心配する農作物の花粉受精のための養蜂の育成にはなりません。そういうふうには私に感ずる。

間に対してあつたようでございますが、私もこの法律案の全体を通じてみて感ずることは、第五条が久保田君が言うように一番重要でありながら、何か言い訳につけたような形になり、これが抜けてしまふと、これはミツバチ業者の助成だけになつてしまつて、受ける感じは、農業をどうしようとかうしようとかういふことはいいのだ、ミツバチ業者が助成を受けさえすればいいのだという法律であるのかのこゝと感ぜられてくるわけです。特に今までの政府当局の方の御答弁を聞いておると、なおさらそういう感じを受けるを得ないわけです。今平野さんからもおっしゃつたように、少くともこの第五条は確かにむずかしい問題だと思ふのです。慎重にやつてもらいたい、この課長は言つておる。むずかしい問題だと思ふが、これは真剣に取り組んでもらわなければならない。これに對して真剣に取り組むのだという決意と熱意がなければ、これを出しても何もなりません。これは養蜂業者が喜んでいただけです。久保田君の一番心配する農作物の花粉受精のための養蜂の育成にはなりません。そういうふうには私に感ずる。

そこで私は課長にも一つ申し上げておきたいことは、今久保田君は、この法律案に基いて養蜂の点だけをこの話をされたのですが、お聞きになつたかと思ひますが、こゝで三日来の減収というのを非常に問題にいたしておる、特に有明湖等において、農業被害による減収は非常に目に見えて大きなものがあるというので、この有明湖に依存する二万の漁民家族合せて

十万人が、これは死活問題だといつて陳情も来ておるような状態なのです。これは単に養蜂だけの問題ではないと私は思ふ。このことはそうした面ともからみ合せて、改良局の方では、ほんとうに真剣になつてこれに取組んでいただかなければならぬ。今までの久保田君の論議を聞いておりましたも、決して農業を使つちやいないのだといふことを言つておるのじゃないと思ふ。食糧増産のためには当然農業は使わなければならない、しかしながら他面そういうような被害もだんだん大きくなつてくるのだから、真剣にこれをどういふふうには調整するかというのを考えてもらいたいというのが、久保田君の今までの論議の重点だと思ふ。久保田君は少し言葉の使い方が荒いようではございますが、その論議の重点はここにある。そのことを改良局の方でもよくお聞き願つて、一応こういうふうな抽象的なものではあります、真剣に取組んでいただきたいと思います。これは単に養蜂だけでありません。くどいようですが、水産では私はおそらく全国的にいろいろなケースが出てくるのじゃないかと思ふ。どうかそういう意味も含みまして、真剣に取組んでいただくということを希望いたします。

○庄野説明員 御指摘の通りでございます。昨日も当委員会が魚介類に關しまする被害につきましましていろいろ御質疑なり御注意があつたわけであります。その点十分承知いたしておりました。大臣からも指示がありまして、御答弁もしますし、また直接われわれの方にも、急遽これについての対策なりあるいは研究調査あるいは防止の研究

○庄野説明員 御指摘の通りでございます。昨日も当委員会が魚介類に關しまする被害につきましましていろいろ御質疑なり御注意があつたわけであります。その点十分承知いたしておりました。大臣からも指示がありまして、御答弁もしますし、また直接われわれの方にも、急遽これについての対策なりあるいは研究調査あるいは防止の研究

○足立委員 私は提案者の一人でありますので、質問するのはまことにおかしなかつこうになりますが、改良局に對して希望的な質問を申し上げます。このねらいは、提案者からいろいろ御説明があつたと思いますが、特に問題になつてゐる農業の關係の問題は、私は農業使用に對する今までの改良局のやり方は、防疫所などは非常に熱心にお作りになつたけれども、あれほど危険なものを農民に扱わせて防除してゐるのに對して、どうも今まで指導方針が確立されてゐなかつたのではないかと、いうことを感ずるのです。それがためにいらざる犠牲を起して来た。有明澄のごときものは、あなたの方が直接責

りまして、それにのつとつて防除をや
るようという伝達を出しておりま
す。それには技術員、これは畠良普及
員あるいは試験場の農薬あるいは病害
虫の専門家あるいは共済の技術者、官
庁の技術員、そういった技術員の指導
のもとに共同防除をやるように、そう
してこの防除をやりますについては、
村が防除計画を立てまして、その計画
によって専門技術員などが立ち合つて
やる、こういうことになっているわけ
でありまして、計画的にやるわけであ
りまして、個人の個々の防除というも
のは、パラチオン等の薬剤、毒性の強
いものについては行われぬ建前にな
つております。そういう関係で、村あ
るいは村の下部落組織で共同防除が
計画的に行われる。それには普及員あ
るいは共済の技術員なり官庁の技術員
が必ず立ち合つて指導していく、そう
いう建前になっておるわけでありま
す。それにつきましては、パラチオン
等については事前に、いつから散布す
るという計画が立つておりますので、
協同組合等で一般に知らしておるとい
う状態でございますが、さらにその方
法をもっと徹底するように、御趣旨の
点は心配のないようにいたしたい。特
に最近ミカン等に非常によくきます
ペストックス、そういったものにつき
ましては、浸透力が強いのでございま
すので、必ず収穫の九十日前から以降
はやつてはいけない、やる場合は協同
組合の指導のもとに共同防除をやらな
くちやならぬ、そういうような強い使
用方法の通達を出しておるわけであり
ます。そういう点でさらにまた徹底し
て、こういう個人防除が行われぬとい
うようなことにいたしたい。そこに

○綱島委員長 御異議なしと認め、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○綱島委員長 起立総員。よって本案は原案通り可決すべきものとときまりました。

なお、この際本委員会において左のごとき附帯の決議をいたしたいと思ひます。決議文を朗讀いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農林漁業資金は本来長期低利資金たるべきものであるから、資金量の確保、金利の積極的引下げのため、政府は原資金の調達等に関し十分なる検討を加うべきである。

右決議する。

昭和三十年七月十四日

衆議院農林水産委員会

右のような附帯決議をいたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認めまして、さように決定いたします。

なお、この法案の委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願われましますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 しからばさように決定いたしました。

○綱島委員長 次に養ほう振興法案を議題といたし、質疑を継続いたすことにいたします。質疑の通告がございませう。

○淡谷委員 この養ほう振興法案についてまずお伺いしたいのは、この振興すべき養蜂は、転飼するハチの群に對

する振興を主としておるか、あるいは地元の養蜂家を重点に置いておるか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○平野三郎君 本法案は養蜂業者全体を対象にする、こういう趣旨でございすから、特に転飼するものを目的にするとかあるいは地元養蜂家を特に対象にするとか、そういう考えはないわけで、金般的に考慮する、こういう考へ方でございます。

○淡谷委員 第四条でございすが、養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。こういう規定は從來とられていなかったかどうか、お伺いしたい。

○原田政府委員 事務的な問題であり、まずの私から便宜御説明申し上げます。現在までのところ約二十三地方にございまして、府県の条例をもちまして一定の場合における転飼の許可制度を設けております。こういう実情になつております。

○淡谷委員 そうしますと、現在では全体に対してそういう規定はないから、今度はこの法案によって全国に転飼する場合は、都道府県知事の許可を得るようになすという趣旨でありますか。

○原田政府委員 この規定の文章を讀みまして私も解釈いたしましたところでは、この規定が成立いたしましたところ、要するに一つの県から他の府県に転飼しようとする場合は、すべて一応転飼先の都道府県知事の許可を得なければならぬ、こういう建前になつ

ておるようでございます。ただ「省令の定めるところにより」という文章がございまして、この省令の定め方いかんによりましては、場合によつて全然必要のない地方が出てきたりした場合に、そういう場合に限つてきような許可が要らないというような扱いも可能ではないか、かように私も父章を讀みまして判断をいたしました次第であります。

○淡谷委員 重ねてお尋ねいたしますが、今まではこういう取締りの規定は全然なかったものであります。それとも若干ございすか。もしあるならばどういふ点がこの法律と違ひますかその点をお伺いいたします。

○原田政府委員 実情を申し上げます。法律をもつて直接きような転飼の許可制度を設けておるものではございせん。先ほど申し上げましたように、都道府県が条例をもちましてそれぞれ県の必要に応じて許可制を設けておるというのが現状でございます。

○淡谷委員 次に農業使用の規則でございすが、この農業がミツバチに与える被害の程度や農業の種類、またどういふ農業がどういふ被害を与えるかお伺いしたい。

○小倉政府委員 農業は害虫駆除用の農業のことだと思ひますが、多くの害虫を殺す農業が、ミツバチにかかれればミツバチも死ぬおそれがあるわけで、当然被害があり得るとは推定いたしましたけれども、それでは御質問のようにな、現実はどういふ農業がどういふ被害を生ずるかという具体的な統計資料というふうなものは承知しておりません。

○淡谷委員 この第五条は、法案中で最も危険な一条でありまして、この取扱いいかんによつては、日本の農業生産に大きな影響を与えます。ただいま農業一般については、虫を殺す薬であり、あるいは病気をなす薬であるといふことは常識でしようけれども、農薬と言つても廣うございまして、しかも殺虫剤といつても植物性の毒を使うものと動物性の毒を使うものと、さらに最近問題になっておりますデルファオン剤あるいはホリドールその他の毒薬がございすが、昨日の委員会でも海産物に及ぼす影響が非常に大きく取り上げられておるのであります。そうしますと、農業の範囲によつては、一般農作の上に著しい障害を來たすようなことが予想されます。大体立案者はどの薬を考へておるのですか。簡単に言へば、ミツバチを殺す薬としては砒酸鉛、砒酸石灰、硫酸ニコチン、ホリドールが考へられます。しかしこれら四つのうちのどれを対象としてこれを立案されたか。

○平野三郎君 淡谷委員の該博なる専門的御知識については深く敬意を表する次第でございすが、提案者として本条項を御審議いただきます趣旨といたしましては、もちろん日本の農業としては水稲、麦等主要作物の増産が最も肝要でありまして、それがために農薬の使用を普及するといふことは当然のことでございます。従つてそれに第一義を置きまして、今後農薬の使用を可能な限り伸ばしていくといふことを考へておるわけでございまして、それに対してある程度制限を加えようといふような考え方は毛頭ございせん。ただ、主要作物の増産といふことを最大限に行なつた上で、さらにミツ

バチその他の益虫が農業によつて死滅するといふことになりました。本案の第一条であります農作物等の花粉受から、本来の目的を十分確保した上において、さらにミツバチ等に対して著しい被害があるといふことを農林大臣が認めた場合においては、適當なる措置をとることができるといふことを書いたわけでございまして、すべてこれらの具体的な内容取りきめ等について、政府において実施せしめるという趣旨でございまして、御了承いただきたいと思ひます。

○淡谷委員 その程度の農業の認識でこういう法律を立案されることは実に危ないと思ふのです。今一番大きな害虫駆除の薬としてはホリドールがあげられます。これは単に益虫だけでなく人畜にも害を及ぼしますので、この薬品を今まで通り使用していいか悪いかは昨日も議論になつております。特に今の立案者のお答では、米麦の生産に障害を來たさないような農薬といふことでございしましたが、第六條にも関係がございすが、ミツバチに対する影響は、果樹、野菜に散布するのが一番影響を及ぼすのであります。砒酸鉛の散布でも、散布して十日後にその花からとつたみづの中には多分の鉛あるいは砒酸分の沈澱がございまして、そのためにそのヘチみつが使用にたえないといふ実例がある。最近果樹にホリドールが盛んに使われておりますが、ホリドールを使つた場合にミツバチが死ぬのはわかり切つておる。そうすると五條は、農薬の中で今一番使われておりますホリドールあるいは砒酸鉛の二つの薬に除外例を設け

るならば、ほかの薬を制限しましてもハチは死んでしまひますが、その点具體的に農林省の意向を確かめて、ミツバチの死滅を防ぐためにホリドール、砒酸鉛を使用することを禁止する意向があるのかどうか、この点をはつきりお伺いいたします。この第五條はまことにあいまいな条文なんです、この結果は波及するところを知らないものであります。その点はいかがですか。

○平野三郎君 先ほど申し上げましたように、提案者といひましては、農作物の害虫駆除を原則とし、しかもさらにそれを確保した上においてミツバチその他の益虫の保護も考へるという趣旨で、ごく抽象的にこの法案を出したわけであります。これらの具體的取扱ひの内容につきましては、すべて農林大臣が認めた場合に善処するといふ趣旨であります。詳細な技術的の点につきましては、必要がございしましたらば政府委員からお答え申し上げます。

○淡谷委員 立案者がその程度の考へ方ですべてを農林大臣に任せますならば、私は農林大臣の腹を聞かない限りは第五條の質疑を切り上げることができませんから、農林大臣の出席を要求します。

大臣が来られるまで第六條に移ります。あなたは簡単に考へておりますけれども、現在使われておる砒酸鉛、ホリドール、DDT、BHC、この四つの薬を除外してあとの薬を禁止しましてもミツバチは死にますよ。現に死んでおるのです。こういう点は、この薬の使用を禁止してまでもミツバチを振興するのか、あるいは死んでも仕方が

ないときあらめるのか、この五条は大
事なことでありますから、大臣が来て
からお尋ねいたしますけれども、この
点はもう少し慎重にお考えになってか
ら出したらいと思うのですが、この
点いかがですか、もう一度お尋ねいた
します。

○平野三郎君 その点は先ほど申し
上げましたように、提案者といいたし
ましては、農作物の増産のために病害虫
を防止することが第一であると考えて
おります。その目的を確保した上にお
いて、さらにミツバチ等の保護につい
ても考慮するということが最も妥当で
ありまして、具体的にどういふ薬品が
どうかというお話でございしますが、薬
品の使用の方にもよるわけでございま
すから、提案者としては今用いられてお
る農薬を禁止しようとか、そういう意
図は毛頭ないわけであります。

（委員退席、松浦（東）委員長代
理席）

○淡谷委員 そうしますと、農作物を
増産するためにはミツバチが死んでも
やむを得ないというところは、第五条は
死文になつてもかまわないというお考
えですか。農作物の増産を第一にす
る、従つてBHC、DDTあるいは砒
酸鉛、ホリドールとかいう薬が禁止で
きない場合には、この第五条は死文に
なつてもよろしいか、それともその薬
品の使用にさらにいい意見があるとい
うのですか、ミツバチ飼養者のいる場
所についてはその薬品の散布使用に制
限を加えるという意味なんですか。米
麦の場合はあまり変わりありませんが、
直接被害を与える果樹の場合は、非常
に問題になつてくる。果樹地帯は大間
題になつて、養蜂家と果樹栽培家の間

にそういう問題が起つてゐる。その問
題を全然回避してしまつて、あつさり
片づけてしまふと思つてもできません
よ。その点はどうかなんですか。振興
法を出すことに對しては、私もミツバ
チの振興には反対ではありませんが、
非常に支持したいのですが、当面する
矛盾を一体どういふ態度でやられる
か、これは笑ひごとではないのです。

○平野三郎君 その点は先ほど申し上
げましたように、やはり原則の目的を
確保した上にして、しかもさういふ
の上において起るべき被害も防除して
いこう、こういうことでありまして
ただいま淡谷委員もお話しございま
したように、農薬が漁業に与える影響と
いうようなものも相当問題になつてお
る。現に昨日の本委員会において、
この問題が取り上げられたようござ
います。要は個々の具体的ケース、
ケースにおいて考えるべきではない
か。本案はごらんのように「その使用を
制限し、又はその使用の時期、方法等
について必要な措置をとるべきこと
を命ずることができ」となつておる
わけで、すなわち必要な措置という内
容になるわけでございしますが、これは
個々の具体的場合に依りまして、ある
いは薬品の禁止をするということもあ
るかもしれません、あるいはその使
用方法等を必要な措置をとることによ
つて、解決するということもございま
すわけで、すべてそれは具体的な問題
が起りました場合において、その都度
善処する、こういうことにいたして参
りたいと思つておるわけでございま
す。

○淡谷委員 これはあなたと私と質疑
してゐるうちにはまことにさういふ
は、えまじい状況を展開いたしました
が、事が具体的にになりました。養蜂家
と果樹栽培がこの法案を中心に争う場
合になつたら、事はさういふやうに
なる。少くともこの法律にもつと明
確な規定がないと、明確な解釈がない
限りは、いたづらに混乱を招くやうな
法案になる。私はこの点はなおあらた
めて農林大臣に質問したい。

同じことが第六條についても言われ
ます。「みつ源植物の保護増殖」と申
しますが、一体立案者はみつ源植物に
ついてどういふことを考へておられるか、こ
の点について伺いたい。これは農薬と
同じように非常に広いのですが、どの
程度までをみつ源植物と考へておら
れるか。

○平野三郎君 第六條についてのお尋
ねでございしますが、この規定は一種の
訓示規定でありまして、提案者の意図
いたしてありますのは、みつ源植物を
どの程度にするかという具体的な
植えることではなくて、たとえば街路樹を
植える場合、アカシヤはみつ源にな
る種類のアカシヤとならない種類の
ものがございします。そういう場合に、
なるべくみつ源のあるところのアカ
シヤを植えるようにした方がいゝので
はないか、こういうふうな趣旨で本案
を立案した次第であります。

○淡谷委員 第六條も植栽の方はあま
り問題がないのです。木を植える、草
を植える点は、これは養蜂とは植える
限りにおいてはあまり関係がございま
せん。ただみつ源と申しましても、花
だけのみつ源ならば問題ありません
が、花外みつ源というものがあ

す。カバとか桜などに見ますように、
葉柄の根元にみつ源を持つてゐる。こ
こまで一体みつ源植物として扱つてい
くのか。あるいはローバーのみつ源を
考へた場合、花が咲く以前に刈つては
ならないというふうな規定を置いたの
では、酪農の上に非常に影響を持つて
くる。だから除去または伐採という方
面にこの法案をかりに訓示規定の法律
として取り扱つて、これをもとにして
自分の利益を守るやうな向きが起つて
きた場合には、これまた第五條とも
に、他の農薬との間にあつて、抗争
を生ずる法文と考へますが、その点は
どうですか。

○平野三郎君 本案はごらんのように、
「その目的に反しない限りにおいて」
というたゞし縛きがあるわけでござい
ますから、従つて植物の除去または伐
採をするという場合においても、この
目的があるならば何らこれは差しつか
えないわけでございします。ただこれ
を除去してもいいし、しなくてもいい、
どつちでもいいのだというやうな場
合、あるいはここに二種類の植物があ
りまして、一方はみつ源を持つてお
る、一方は持つておらないという場
合、どちらを除去してもいいやうな場
合におきましては、なるべくそのみつ
源のない方を除去するという趣旨でい
くことが望ましい、こういう程度のも
のでございしますから、現実にはこの規
定によつてさう重大な摩擦が起るとい
うやうなことは、毛頭ないと考へてお
るわけでございまして、御了承いた
さしたいと思います。

○淡谷委員 第八條の二項ですが、「農
林大臣は、はう群配置の適正を期す
ため必要があるとき」ときは、転飼

養蜂の規制に關し、都道府県知事に
勧告をすることができ」という項
がございします。これとつと前の方の
「都道府県知事の許可を受けなければ
ならない」とこれは当然関連すると思
ひますが、この蜂群配置の適正という
問題なんです、これは当初私が申し
上げました地元の養蜂家と転飼養蜂家
との間に、現在起つておるさまざま
問題を、何とか規制する法律のやうに
考へますが、現在立案者は転飼養蜂家
と地元養蜂家との間のいろいろなト
ラブルをどういふふうに考へておられ
るか、この点をお伺いしたい。

○平野三郎君 実は淡谷委員のやうに
私はあまりこの養蜂のことについてこ
まかい専門的なことを承知しておらぬ
わけでございまして、大へん恐縮で
ございしますが、提案者として考へまし
たことは、やはり養蜂をいたしますた
めには、それに相應するところのみつ
源がなければならぬわけで、それと絶
えず均衡を保つておつて、それによ
つて養蜂業が成り立つものである。もし
みつ源以上に養蜂家が多数になつた場
合は、どこもみつ源がとれなくなつて、
共倒れになつてしまふ。だから絶えず
みつ源と養蜂家の均衡を保つという
ことが必要でございします。従つて地
元養蜂家といふものがありまして、そ
で養蜂が行われておる。そこへ他から多
数の転飼養蜂家が入つて来て、地元が
ついていけなければ転飼した者もみつ
とれない、こういうことがあつてはな
りませんので、やはりまず地元の養蜂
業者の必要を満たして、その上にお
いて余剰があつた場合においては他の
規定を設けたわけでございします。

○淡谷委員 現在転飼をやっておる人の方がずっと多いのであります。これは列事を借り切りまして、春から冬まで九州から北海道まで列車によって養蜂をやっておる。そうして花が咲いたところを見ますとどつと行つて、順で三日でも四日でも花の咲いておる間はそれを転飼してみつをとつて、あとはまた他の山の方に蜂群を移していく。みつのある限りはそこへ行つてとつてしまふ。一たん転飼養蜂家が来たあとは、地元養蜂家は全然みつがとれないことになつておる。これを取り締める方法ができておりません。ただ府県知事の規則とか許可という形だけであつさり見過しておるので、これで果して地元養蜂家の利益が守れるかどうか、その点を一つお考え願ひたい。私はどうもこの養ほう振興法案は、大量な蜂群を持つて日本国中をまたにかけて歩いておる養蜂家のための法律案であると考えますが、その点はいかがですか。

○平野三郎君 先ほども申し上げましたように、地元の養蜂家の必要を満たして、まだ余剰があつた場合においては、他から来るものを許可する、こういう転飼に対して制限を設けておるわけでございますから、その点においてはむしろ地元の養蜂家を保護するといふ建前の法律案であると考えるわけでございます。従ひましてお話のような転飼養蜂家のためにこの案が片寄つておるといふことはないので、むしろその反対であるといふふうに考へておりますが、ただいまの御意見の、この程度の規定では地元業者と転飼業者との間の相剋懸念という問題が何ら解決されないのじやないかとこの点は、

われわれといたしましてもこれでは十分であるとは考へておりません。しかしながら、現在そういう一、二のトラブルに對しまして何らの法的規制がないわけでありまして、当面一応この程度の規制を設けて、さうして事を善処するように進めて参りたい、こういう趣旨で本案を提出いたしておるわけでありまして、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

○淡谷委員 この法案全体を通してみますと、非常にいいかげんなんであります。私はむしろ養蜂振興にあつたはもつと積極性を持つていい、積極性を持つたならば、むしろ大胆に、養蜂家のいるところではホリドールを禁止するとかあるいは花が咲いておる間は硫酸鉛を禁止するとかできないことではないのであります。果樹地帯では白蟻酸鉛の使用を禁じています。もつと養蜂といふものと他の業者と結びつけて、大胆な規制をされるならこれはやつてもよろしい。これもどうでもよろしい、あるいはみつ源についてもその通りだ、しかも養蜂家の保護についてこれでははなはだいいかげんである。特にみつ源といふのはあらかじめ調査をしなれば、どこにどれだけあるかわかりません。もうハチがみつ源がなくなつて困つてきてからにわかにならうと思つても、これは黒砂糖をなめさせればそれでいいのですけれども、自然のみつ源によるならば、あらかじめ各県下のみつ源を調べて、どこどこは転飼を許すとか、何日間放置するかとか、アカシアは何日から咲くとかはつきり決定した上で転飼を許すようにしなければ、これはとてもとれる

ものではないのであります。そういう点まで考へて作られた法案ならば私は満足いたします。ただし、これをすつと見てきますと、一番確かなところがたつた一つございまして、それは第九条であります。政府は、養ほう業者に對し、予算の範囲内において、養ほう業の振興のため必要な補助金を交付することができると。これだけは実的確である。この一点をねらつた法律のようになつてしまふのがないものであります。が、いかかでございますか。あとはどうでもよろしいのですが、第九条までも「できる」だから補助金は出していいし、出さなくてもよろしいんだという解釈でありますか、それともこの法律を作つた以上は、補助金を出さなければならぬといふのであります。か。これもどうでもいいのであります。すなわち、全体これは全く骨抜きになつてしまふのでありますから、いかにやうでございますか御意見を承わりたい。

○平野三郎君 提案者といひましては、本案の各条項がすべて法律上同じ効果を持つておるわけでございます。まして、第九条もそのうちの一つでございます。将来必要がありまふ場合、すなわち養蜂業の振興のために必要なる場合におきましては、適當なる補助金を交付することが望ましい、こう考へておるわけでございます。

○淡谷委員 養ほう振興法案のこの提案の理由について私は全面的に賛成いたします。ただし、この理由を法律で裏づけをするためにはこの法文では非常にあいまいであり、かつ不徹底であります。作つて益のない法律だと思ふ。作るならばもつと骨のある、実効のある法律を作るべきであつて、あつてもなくてもいい法律ならばむしろ作らない方が養蜂家のためになると思ひますが、その点いかがでございますか。

○平野三郎君 御説の通り、本案では十分目的を達し得られない、はなはだ不徹底であるといふ点においては、さういふ感も必ずしもなきにしもあらずと思ひますが、現在わが国には養蜂について何の法律もないわけでございます。先ほど久保田委員から種々駁論的な知識のもとに、いろいろ各国の状況等お話がございましたが、世界各國ともいふれ養蜂のための法律ができておりまして、非常に政府も養蜂に力を入れておるわけでありまして、日本だけが全然さういふことがない。さういふときでありますから、とりあえず不満足ながら本案を提出いたしまして、幸ひにして御審議の結果成立いたしましたならば、とにかく初めてわが国におきまして養蜂のための法律ができるわけでありまして、將來さらにこの内容をお説のように改善強化して参りたい、こういうことでとりあえず本案の御審議をいたしておるわけでございますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

○淡谷委員 諸外国に養蜂の法律があるから日本もなければならぬといふことはわかりますけれども、外国の養蜂の範圍と日本の範圍とは、やり方は違ふでしょう。これは非常に広大なみつ源を持つて、幾らとつても切り切れなかつたといつたやう外国のみつ源と、汽車にハチを積んで方々旅行させなければ養蜂家が成り立たぬといふ日本の場合とでは、法律の構成そのものが異なるなければならぬと思ふのであります。特にさういふやうな趣旨から立てるならば、どうせ作るならば完全なものを作つた方がいいと思ひますが、この際この法案に修正を加へる御意見がございしますか、ございせんか。特に最も大事な農業とみつ源植物の問題については、あなたは答へできない。農林大臣の話を聞いてからといふように逃げておられますが、農林省の関係者とも十分に話し合ひの上で、あとでトラブルの起らないやうな法律に修正されたい方がよろしいと思ひますが、この点いかがでございますか。

○平野三郎君 皆様の御審議の結果本案がさらによくなるやうに御修正願ひますならば、はなはだけっこうでございます。○松浦(東)委員長代理 本日の會議はこの程度にとどめて散會いたします。午後三時二十分散會

〔參照〕
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十九日印刷

昭和三十年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局